第十八条第一号中「計画提出金融機関等」の下に「（当該計画提出金融機関等が銀行持株会社等である場合にあっては、当該銀行持株会社等の子会社等である金融機関等）」を、「他の金融機関等」の下に「（銀行持株会社等を除く。以下この号において同じ。）」を加える。

第三十六条第一項中「、経営計画」の下に「、法附則第十六条第一項に規定する特別経営強化計画」を加え、同項第一号中「又は第二十七条第一項の規定による経営強化計画」を「若しくは第二十七条第一項の規定による経営強化計画、法附則第十一条第二項の規定による特定震災特例経営強化計画又は法附則第十六条第一項の規定による特別経営強化計画」に改め、同項に次の二号を加える。

七　法附則第十七条第一項の規定による資本整理等実施要綱の提出

八　法附則第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による報告

第三十六条第二項第一号中「又は第二十八条第一項」を「、第二十八条第一項又は附則第十一条第三項」に改め、同項第三号中「又は第三十二条（法第三十三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。）」を「、第三十二条（法第三十三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。）又は附則第十七条第四項」に改め、同項に次の一号を加える。

五　法附則第十六条第三項又は第十七条第二項の規定による認定

第三十八条第一号中「受理」の下に「並びに法附則第十一条第二項の規定による特定震災特例経営強化計画の受理」を加え、同条第二号中「及び第三十四条の四第一項」を「、第三十四条の四第一項及び附則第十一条第三項」に改め、同条第三号中「受理」の下に「及び法附則第十一条第二項の規定による特定震災特例経営強化指導計画の受理」を加える。

第三十九条中「又は第三十二条（法第三十三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。）」を「、第三十二条（法第三十三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。）又は附則第十七条第四項」に改める。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の十三条を加える。

（震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社に係る銀行持株会社等が提出する経営強化計画の記載事項）

第二条　法附則第八条第一項第四号及び第二項第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　剰余金の処分（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。）の方針

二　財務内容（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（震災特例金融機関等に係る株式処分等困難要件の特例）

第三条　法附則第八条第三項の規定により法第五条第一項の規定を適用する場合における第七条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

（震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が提出する経営強化計画の記載事項）

第四条　法附則第九条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項

二　当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法附則第九条第一項の申込みをするときは、次に掲げる事項

イ　剰余金の処分（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。）の方針

ロ　財務内容（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等に係る株式処分等困難要件の特例）

第五条　法附則第九条第三項の規定により法第十七条第一項第七号の規定を適用する場合における第十六条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

（震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を変更する際の株式処分等困難要件の特例）

第六条　法附則第九条第三項の規定により法第十九条第三項第七号の規定を適用する場合における第二十条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

（金融組織再編成を行わない震災特例協同組織金融機関が提出する経営強化計画の記載事項）

第七条　法附則第十条第一項第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　剰余金の処分の方針

二　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（震災特例協同組織金融機関を当事者とする金融組織再編成を行う協同組織金融機関が提出する経営強化計画の記載事項）

第八条　法附則第十条第二項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項

二　経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項

イ　剰余金の処分の方針

ロ　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（特定震災特例経営強化計画の記載事項）

第九条　法附則第十一条第一項第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　剰余金の処分の方針

二　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（特定震災特例経営強化指導計画の記載事項）

第十条　法附則第十一条第二項第四号に規定する政令で定める事項は、法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る他の信託の受益権（第二十五条第一号イに規定する他の信託の受益権をいう。）、他の優先出資（同条第二号イに規定する他の優先出資をいう。）又は他の特定社債（同条第三号イに規定する他の特定社債をいう。）であって法附則第十一条第二項に規定する特定震災特例経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が保有するものの額及びその内容とする。

（特定震災特例協同組織金融機関に関する信託受益権等の要件の特例）

第十一条　法附則第十一条第四項の規定により法第二十五条第一項の規定を適用する場合における第二十五条の規定の適用については、同条第一号中「該当する」とあるのは「該当し、かつ、協定銀行が協定の定めにより取得するものの額が当該受益権の総額に占める割合が十分の九未満である」と、同号イ中「優先するものである」とあるのは「該当し、かつ、協定銀行が協定の定めにより取得するものの額が当該特定社債の総額に占める割合が十分の九未満である」と、同号イ中「優先するものである」とあるのは「劣後するものでない」と、同条第二号中「該当する」とあるのは「該当し、かつ、協定銀行が協定の定めにより取得するものの額が当該受益権の総額に占める割合が十分の九未満である」と、同号イ中「優先するものである」とあるのは「劣後するものでない」と、同条第三号中「該当する」とあるのは「該当し、かつ、協定銀行が協定の定めにより取得するものの額が当該特定社債の総額に占める割合が十分の九未満である」と、同号イ中「優先するものである」とあるのは「劣後するものでない」とする。